

特定農業用管水路等特別対策事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 平成17年7月に施行された「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)において、石綿を含有する製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。
- (2) 石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性が良かったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にある。
- (3) このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念される。
- (4) このことから、石綿を含有する製品の利用実態調査、点検、診断等を緊急的に実施するとともに、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

2. 事業内容

- (1) 調査計画事業
石綿を含有する製品の利用実態調査、点検、診断
の実態調査を取りまとめ、これらを踏まえた技術的指針や更新整備のマスタープランの作成及び事業効果分析の検討
- (2) 特別対策事業
更新整備のマスタープラン等に即して行う石綿を含有する製品の更新

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：
調査計画事業
2の(1)の 国、都道府県、市町村等
2の(1)の 国
特別対策事業
都道府県、市町村等
- (2) 採 択 要 件：
調査計画事業
国、水資源機構、緑資源機構、都道府県、市町村等が実施した農業農村整備事業等において、石綿を含有する製品が使用され緊急的に対策が必要な地域
特別対策事業
石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの
都道府県営：おおむね20ha以上
団 体 営：おおむね10ha以上
- (3) 補 助 率：
調査計画事業 国 10/10
国以外 定額補助
特別対策事業 1/2

4. 平成18年度概算決定額

- | | | | |
|------------|-----|---------|---------|
| (1) 調査計画事業 | 国 | 20,000 | (-)千円 |
| | 国以外 | 200,000 | (-)千円 |
| (2) 特別対策事業 | | 480,000 | (-)千円 |

【担当課：農村振興局企画部事業計画課、整備部防災課】